

皇學館大学と伊勢商工会議所との連携協定書

皇學館大学（以下「甲」という。）と伊勢商工会議所（以下「乙」という。）は、伊勢及び伊勢志摩圏域の発展に資するために、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、産業・観光・教育・文化の分野等で相互に機能向上を図るとともに、地域の活性化と人材の育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について、相互に連携・協力するものとする。

- (1) 地域産業の振興及び創出による地域の活性化・雇用機会の増大に関すること
- (2) 甲における地域課題解決学修やインターンシップ等を通じた人材育成に関すること
- (3) 起業の促進、起業家の育成に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認められること

（連携窓口）

第3条 本協定の目的が効果的に達成されるよう、相互に連携窓口を定め、必要な協議を行うものとする。

（秘密保持）

第4条 甲と乙は、本協定に基づき実施される連携活動により入手した情報について、相手方の事前の承諾なく第三者に対して開示、漏洩又は本連携目的以外に使用してはならない。但し、次の各号に該当するものはこの限りではない。

- (1) 受領する以前に既に保有していたもの。
- (2) 受領する以前に公知であったか、または受領した後に自らの責によらず公知となったもの。
- (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず受領したもの。
- (4) 法令の定めに基づき、または権限のある官公庁から開示を要求されたもの。

2 甲と乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲と乙のいずれからでも改廃の申入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項、又は本協定の条項を運用するにあたり疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙ともに署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成 27年 6月 30日

(甲) 三重県伊勢市神田久志本町 1704 番地

皇學館大学

学長

清水 潔



(乙) 三重県伊勢市岩渕1丁目7番17号

伊勢商工会議所

会頭

上 島 憲

